令和6年度第1次補正予算 園芸産地における事業継続強化対策

(事業説明資料)

農林水産省 農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 施設園芸対策班

園芸産地における事業継続強化対策【背景】

- 近年激甚化する風水害等の自然災害への対策を加速化するため、令和2年12月11日に、達成すべき中長期的な目標、加速化・深化すべき対策の内容等を定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定された。
- この中で、非常時の備えが特に必要とされる一定規模以上の農業用ハウスの面積:約18,000ヘクタールを目標に、都道府県を実施主体として、非常時の対応能力向上に向けた園芸産地における事業継続計画の策定等を支援することとされた。

○園芸産地事業継続対策

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 (令和2年12月11日閣議決定)

概 要: 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業

者による事業継続計画 (BCP)の策定を支援する。

また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

達成目標:約18,000ha(令和7年度)

実施主体:都道府県

◆目標設定と推進方策

○ 施設面積が一定規模以上のハウスでは、家族労働のほかに雇用労働の活用、環境制御等のハウス内部設備の利用などが進んでおり、事業が高度化。

その反面、災害発生時のハウス損壊、設備の機能停止、人手不足による復旧の遅れなどの影響が大きく、通常の農業生産が長期に渡って困難になる恐れがあるため、非常時の備えが特に重要。

- このため、我が国の農業用ハウスの設置面積約4万2千haのうち、
- 一定規模以上の農業用ハウス(全体の約4割=18,000ha)を対象に対策を実施。
 - → 各都道府県で、事業継続の推進計画を策定して全国で対策を実施



経営規模が50a以上の施設 ⇒雇用労働力を活用した 一定規模以上の経営体

全体の約4割

園芸産地における事業継続強化対策【内容】

○ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、園芸産地の非常時の対応能力の向上に向けて、園芸産地で事業継続計画の策定と対策を進めて行くための「推進計画」を各都道府県で策定。

「園芸産地における事業継続推進計画」の内容

各都道府県で事業継続推進計画を策定し、農業用ハウス面積の4割を目標に対策を実施

(国)

事業継続推進計画の策定について(通知)

国から各都道府県に事業継続推進計画の策定について通知



国の方針に基づき各県で計画を策定

・対象面積:県のハウス面積の4割

計画期間:令和7年度まで(5か年)

・計画内容: 園芸産地への事業継続計画の普及

→講習会やマニュアル作成等の展開活動等を実施

(産地)

事業継続 計画 ①

事業継続計画 ②

- ・県計画に基づき、産地で「事業継続計画」を策定
- ・災害発生時の事業の継続に必要な体制整備 や、事業継続計画の実践に必要な技能習得、 ハウスの補強、災害復旧の取組実証を実施

「園芸産地における 事業継続強化対策」 による支援

園芸産地における事業継続強化対策【内容】

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画(BCP)の策定を支援**します。また、**BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な取組を支援**します。

〈事業目標〉

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上[令和7年度まで]

く事業の内容>

産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、災害復旧の取組実証、ハウスの補強等の被害防止対策に資する取組を支援します。

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等

- ① 事業継続計画の検討、策定
- ② 非常時の協力体制の構築

2. 園芸産地における事業継続計画の実践

- (1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証
 - ① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備

(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策

- ① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
- ② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を 防ぐ融雪装置等の導入

<事業の流れ>

玉

定額

定額、1/2



都道府県



市町村、農業者の 組織する団体等

(1、2の事業)

く事業イメージ>

台風・大雪等の自然災害によって通常の農業 生産が困難になるおそれ







- ・業務継続のため、地域の関係者が連 携する体制を整備しておくことが重要
- →産地での事業継続計画の策定と 実践を加速化

○補強等の被害防止対策への取組

【支援内容】

○産地単位や法人グループ単位で事業継続計画(BCP)を検討・策定、 非常時の協力体制の構築



事業継続計画 (BCP)

非常時の協力

非常時の協力 体制の構築

○自力施工等の技能習得、災害復旧

の実証



ハウス自力施工研修 など技能習得



自力施工体制の活用等に よる災害復旧の取組実証



ハウスの補強



防風ネットの設置



非常用電源の 共同利用

降雹や浸水被害等 の自然災害への被 害防止対策に資す る資材等の導入も 可

園芸産地における事業継続強化対策【近年の事業変更点】

○ 令和 5 年度第 1 次補正予算においては、国土強靱化に向けた取組を一層推進するため、ハウスの補強等の被害防止対策について運用変更等を実施。

事業の内容に関する変更点

事業の内容2の(2)既存ハウスの補強等の被害防止対策について、

- ・強風や大雪等に限らず、降雹や浸水等の自然災害に対してもBCPに対策を位置付けている場合、当該災害の被害防止に係る資材等の補助が可能。
- ・「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」にて補強を実施したハウスについても、<u>当初想定</u> し得なかった災害について、新たにBCPに対策を位置付ける場合、補助が可能。
- ・「農業用ハウス強靱化緊急対策事業」で補強を行った助成対象者についても、<u>令和3年</u> 度以降に新設されたハウスであれば、補助が可能。

(参考:令和4年度第2次補正予算時の変更点)

事業の内容2の(2)既存ハウスの補強等の被害防止対策において、園芸施設共済等や収入保険の加入を必須要件としていたが、収入保険については積極的な加入へ努めることとした。

事業の執行に関する変更点

○執行手続きについては昨年度と同様。

園芸産地における事業継続強化対策【内容】

【事業内容】

<事業執行の流れ>

①事業申請

農業者

要望(又は産 地事業計画) を提出



産地、市町村または農業協同組合等

- ·産地事業計画、
- ・事業継続計画<u>案</u> を提出





承認

都道府県

産地の計画を取りまとめ、

・都道府県事業計画、 を提出



承認

地方農政局、 北海道農政事務所、 沖縄総合事務局

※産地等で作成した「事業継続計画<u>案</u>」は、 事業実施1の中で最終的に策定する。

②事業実施

- 1 **事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備**【補助率:定額】
- 事業継続計画策定に向けた検討会の開催
- 非常時の協力体制整備に向けた検討会の開催
- ▶ 事業継続計画の推進に向けた講習会の開催及びマニュアル作成

2 事業継続計画の実践

- (1) **自力施工等の技能習得、災害復旧の実証**【補助率:定額】
- ▶農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催
- ▶技能習得のために外部で行われる研修会等の受講
- ▶災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う実証の取組



【対象:今後10年以上の利用が見込まれるハウス】

台風・大雪等によるハウスへの被害を軽減するための

- ▶ハウス本体の補強(筋交い直管、タイバー、斜材、中柱等)
- ▶防風ネットの設置
- ▶耐候性を発揮させるための融雪装置、止水シート等
- ▶ 停電時の機能維持のための非常用電源の導入 (共同利用に限る)



災害復旧の取組実証





【取組主体】

都道府県、市町村、農業協同組合、

地域農業再生協議会、

農業者の組織する団体等

【補助対象要件】

- ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。
- 「2(2)既存ハウスの補強等の被害防止対策」の取組については、以下の全てを満たすこと。
- ① 1の取組を併せて実施していること

- ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること
- ③ 取組対象者は収入保険への積極的な加入に努めること ④ 対象施設が園芸施設共済又は民間保険に加入すること

園芸産地における事業継続強化対策【活用例(講習会や復旧実証等)】

○「園芸産地における事業継続強化対策」においては、各都道府県で策定された「園芸産地における事業継続推進計画」に基づく、以下の取組を支援。

1 (主に産地の取組)

BCPの検討会の開催や策定、非常時の協力体制を整備するための検討会の開催。

(主に都道府県や市町村、JAの取組) **BCPの推進に向けた講習会の実施**やBCPの策定に向けたマニュアルの作成と配布について支援。

- ※対象経費:会場借上費、外部講師派遣費、資料等印刷費、協力員に対する謝金等(補助率:定額)
- 2 (1) 自力施工講習会の開催や、自力施工技能を習得するために受ける外部の研修の受講費について 支援。また、災害による被害が生じた後に、協力体制や自力施工の技術を活用してハウスの復旧を行う 実証の取組を支援。
- ※対象経費:研修の受講費、会場借上費、災害復旧実証にかかる経費等(補助率:定額)
- 2 (2)補強の取組として、災害対策に有効な既存ハウスへの**パイプの追加等の補強や、防風ネット等の設置**等、**非常用電源の共同利用**にかかる費用を支援。
- ※資材費や、業者が施工する場合の経費等を支援(補助率:2分の1以内)。**融雪装置、止水シート**等の設置も支援対象。



事業継続計画策定講習会



自力施工講習会



災害復旧の取組実証

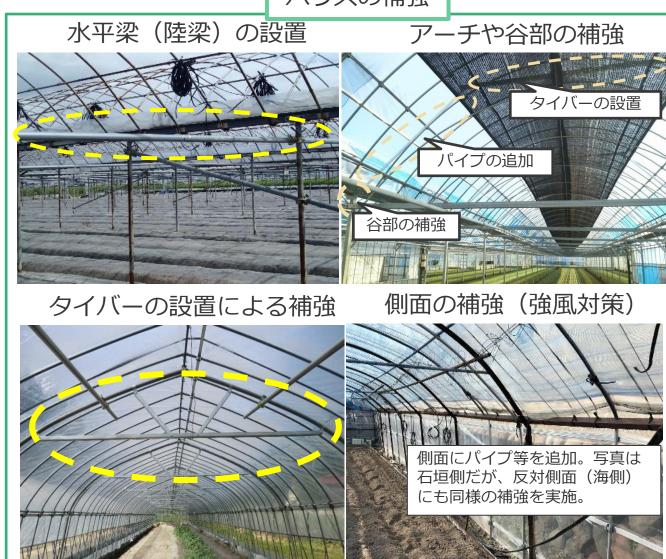


マニュアルの作成・配布

園芸産地における事業継続強化対策【活用例(補強等)】

既存ハウスの補強等の被害防止対策

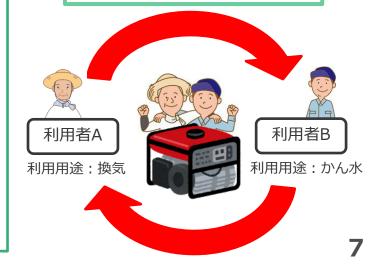




防風ネットの設置



非常用電源の共同利用



(参考)補助対象となるハウス補強や保守管理の例

<補強>

- ① 筋交いや方丈による補強
- ② タイバーや X 型の斜材による補強
- ③ 根がらみによる補強
- ④ 中柱による補強
- ⑤ 妻面等へのパイプの追加
- ⑥ 引っ張り資材、支え棒の追加
- ⑦ 防風のためのネット等の設置
- ⑧ 融雪装置※1の導入(大雪対策)
- ⑨ 加温装置※1の導入(大雪対策)
- ⑩非常用電源※1,2の導入(停電対策)
- ⑪防水シートの設置

<保守管理>

- ① 老朽化した留め金具等の交換※3
- ② パイプのサビ取り、サビ止め
- ③ フィルム破れのテープによる補修※3,4
- ※1 既存の装置の更新は対象外
- ※2 共同利用を必須とする
- ※3 既存のフィルムの張り替えやパイプ等の交換は対象外
- ※4 台風や大雪等の前に切断したフィルムの復旧は 対象外

(参考) 3か年緊急対策の効果事例

概 要:近年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性のない可能性のある農業用ハウ

スの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスが判明したため、被害防止計画を策定し

た上で農業用ハウスの補強等の対策を実施する。

府省庁名:農林水産省

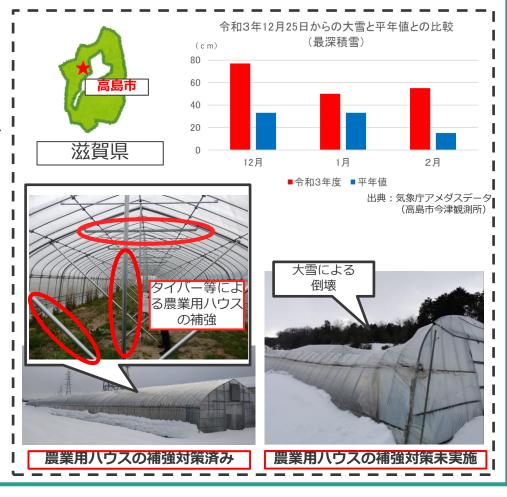
【事例】農業用ハウス強靱化緊急対策事業

■ 実施主体:高島市

■ 実施場所:滋賀県高島市

- 事業概要:大雪や台風等による被害を防止するために、 十分な耐候性がなく、対策が必要な農業用ハウスにつ いて、タイバー等による農業用ハウスの補強と耐候性 向上に向けて融雪装置を導入した。
- 事業費:全体事業費0.023億円(うち3か年緊急対策による事業費0.023億円)
- 効 果:令和3年12月25日からの大雪により、高島市内の複数ハウスが倒壊した一方、当該事業で補強を施したハウスの倒壊はなかった。

掲載HP: 内閣府「令和3年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例 |



(参考) 5か年加速化対策の取組例

概 要:自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画 (BCP)の策定を支援する。また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

府省庁名:農林水産省

【事例】園芸産地における事業継続強化対策

- 実施主体:ふらの地域園芸ハウス被害防止対策協議会
- 実施場所:北海道空知郡上富良野町、中富良野町
 - 北海道富良野市
- 事業概要:自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため、 園芸産地における非常時の対応能力向上を目的に、以下の取り組み を実施した。
 - ①BCPの策定に向けた説明会
 - ②BCP策定会議の開催及び策定
 - ③非常時の協力体制の整備
 - ④中柱等による農業用ハウスの補強
- 事業費:全体事業費470万円

(うち5か年加速化対策(加速化・深化分) 470万円)

■ 効 果:大雪や台風等の自然災害発生時に、農業用ハウスの倒壊を免れたり、BCPに基づき産地で迅速に農業経営が復旧されることが期待される。

掲載HP:内閣府「令和3年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例」



(参考) 5か年加速化対策の取組例

概 要:自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画 (BCP)の策定を支援する。また、BCPの実行に必要な体制整備及び非常時の復旧の取組実証等を支援する。

府省庁名:農林水産省

【事例】園芸産地における事業継続強化対策

■ 実施主体: 香南市農業用ハウス防災対策協議会

■ 実施場所:高知県香南市

■ 事業概要:自然災害に予め備え、災害に強い産地を形成するため、 園芸産地における非常時の対応能力向上を目的に、以下の取り組 みを実施した。

- ①BCPの策定に向けた検討会
- ②BCPの策定
- ③非常時の協力体制の整備
- ④補強合掌、筋交い等による農業用ハウスの補強
- 事業費 : 全体事業費1,150万円

(うち5か年加速化対策(加速化・深化分) 1,150万円)

■ 効 果:台風等の自然災害発生時に、農業用ハウスの倒壊を免れたり、BCPに基づき産地で迅速に農業経営が復旧されることが期待される。

掲載HP:内閣府「令和3年度における防災・減災、国土強靱化の取組と効果発揮事例」

